

令和2年5月7日

### 1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
主 任	信國	美保子
書 記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	松尾	一秋
建	設	山	口英二
教	育	原	信也
総	務	秋山	勲
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
防	災	古家	浩
観	光	荒川	真美
商	工	山	口幸彦
新	庁	石	川幸一
税	務	丸	山隆
福	祉	栗	山哲也
子	育	平	島英敏
健	康	坂	田智子
介	護	橋	本妙子
農	業	松	藤洋治
上	下	原	寿之
文	化	久	間政幸

## 議事日程第1号

令和2年5月7日(木) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決

---

### 本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議

報告第1号 専決処分について(事故による損害賠償)

報告第2号 令和元年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について

議案第44号 専決処分について(八女市税条例等の一部を改正する条例)

議案第45号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 令和2年度八女市一般会計補正予算(第1号)

議案第47号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)

議員提出議案第1号 新型コロナウイルス対策に関する意見書について

---

### 午前10時 開会

○議長(角田恵一君)

おはようございます。クールビズの取組により、上着、ネクタイの着脱につきましては、議員並びに執行部ともに御自由にお願いをいたしたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用を許可するとともに、換気のために議場出入口の扉と議場内の窓を開けておりますので、御了承願いたいと思っております。

お知らせいたします。議案書、資料、議員提出議案、説明員名簿、提案理由書をタブレットに配信しております。

なお、今会期中、議場内での撮影機器の使用を許可いたしておりますので、御了承願いま

す。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和2年第2回八女市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

### 日程第1 会期の決定

#### ○議長（角田恵一君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

### 日程第2 会議録署名議員の指名

#### ○議長（角田恵一君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において8番高橋信広議員、14番寺尾高良議員を指名いたします。

### 日程第3 議案上程・説明

#### ○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告2件、議案4件、議員より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第1号から議員提出議案第1号まで計7件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

#### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は令和2年第2回の八女市議会臨時会を急遽招集いたしましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、国内外では新型コロナウイルス感染症が拡大をする中、4月7日には福岡県を含む7都道府県に緊急事態宣言が発令をされ、4月16日には全都道府県に対象が拡大をされました。宣言は5月6日を期限といたしておりましたが、政府は新規感染者数をさらに減少させる必要があるとして、5月4日、緊急事態宣言を5月31日まで延長することを発表いたしま

した。厳しい状況は続いておりますが、現在、私たちは感染の拡大を防ぐ大変重要な時期、岐路に立っております。自らを守り、周りの人を守る行動が、この地域、そして日本の状況を決めることとなります。この難しい局面を市民の皆様方と乗り越え、八女市経済の立て直しを進めてまいります。今後ますます厳しくなることが予想される財政状況の中ではありますが、国、県の支援策と併せて八女市財政調整基金の活用などを含め可能な限り財源確保に努め、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組んでまいります。

緊急事態宣言が延長される中、生活や経済への不安が払拭されない状況を踏まえ、本市発展の礎となる市役所新庁舎の建設につきましては、基本的な計画は引き続き進めてまいります。建設工事の着手につきましては、今後の経済情勢を勘案し検討するなど万全の体制で臨んでまいります。

また、先日の全員協議会の場で御説明いたしました八女市新型コロナウイルス感染症対策事業所応援金の交付、感染対策用衛生用品の配布、福祉施設、小中学校への配布、感染症対策用衛生用品の購入、新型コロナウイルス対策会の設置など、八女市独自の取組を関係機関と連携を図りながら、全庁一丸となって迅速に進めてまいりますので、市議会の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

今臨時会に提案いたします案件は、ただいま申し上げました新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算など報告2件及び議案4件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

報告第1号、八女市山内で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における物損事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和2年3月30日午後3時頃、書類を届けた民家を訪問した際に民家横にバックで駐車しようとしたところ、当該民家車庫の軒先に公用車上部のルーフキャリアが接触し、軒の一部を破損したものでございます。

相手方との交渉の結果、軒の損害の全額に相当する74,822円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、賠償金の支払いを行いました。

報告第2号 令和元年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

今回報告するものは、福岡県が施工する県道久留米立花線道路改良工事に伴う上水道配水管移設工事と、八女市が施工する市道福島38号線の道路改良工事に併せて施工する上水道配水管布設工事の2か所の事業に関するものでございます。

これらの事業がいずれも繰り越されることに伴い、水道事業における配水管工事についても繰り越すものであります。

繰越し後の工期は、県発注工事が令和2年7月31日まで、八女市発注工事が令和2年6月30日までとなっており、この期日までに配水管工事も完了をいたします。

なお、繰越額の合計は9,315千円で、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき令和2年度に繰り越して使用するものであり、同条第3項の規定により繰越計算書を報告するものであります。

議案第44号、八女市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

本案は、地方税法などの一部を改正する法律などの施行に伴い、関係規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、固定資産税の死亡者課税に関する現所有者への申告の制度化などがございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第45号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者などに対する傷病手当金の支給を行うため必要な改正をしようとするものでございます。

議案第46号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連の予算として6,929,405千円を追加し、総額45,298,405千円となります。

補正の内容につきましては、歳出として、特別定額給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業や、新型コロナウイルス感染症対策事業所応援資金交付などを追加するものでございます。

歳入につきましては、特別定額給付金事業費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金、財政調整基金繰入金の増額等でございます。

議案第47号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は68千円を追加し、総額は8,816,668千円となります。

補正の内容につきましては、歳出として、国民健康保険被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者などに支給する傷病手当金を追加するものでございます。

なお、国の基準に基づいて支給した額は特別交付金の対象となりますので、歳入に同額を計上いたしております。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

次に、栗原吉平議員より提案理由の説明を求めます。

○15番（栗原吉平君）

議員提出議案第1号 新型コロナウイルス対策に関する意見書について提案理由を申し上げます。

昨年12月に中国武漢市から端を発した新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界中に拡大し、3月11日に世界保健機関がパンデミックと表明するに至っております。

そのような中、我が国においても感染者が増加の一途をたどり、政府においては、緊急事態宣言を出し対策を進めているところでありますが、いまだ収束が見えず、国民の健康不安及び感染拡大防止対策による経済不安は払拭されておられません。

このような未曾有の難局に対し、引き続き国と地方が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく必要があります。

このことから、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進をはじめ、様々な支援体制の強化及び財政措置などを求め、意見書を国に提出するものでございます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

#### 日程第4 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第4. 議案審議を行います。

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

質問いたします。

毎議会全部とは申しませんが、こういう報告がっております。恐らくこの免責承諾書を見ると右上左下、JAという文字が見えます。恐らくJAの保険かと思えますけれども、この保険を支払ったとき、普通私たちの場合は金額によっては使わんがよからうと。な

ぜかという保険金が上がると考えますが、行政の場合は保険金についてはどのようなふうになるわけですか、お聞かせください。

**○財政課長（田中和己君）**

お答え申し上げます。

保険につきましては、J Aふくおか八女の対人対物搭乗者保険に加入しております。この中では、令和2年度4月1日現在で308台の公用車がございます、その分の保険料をお支払いしております。これについては一括で加入をしております、J Aにその保険の内容をお伺いしたところ、次年度については事故の大小はありますが、大きな事故につながらない場合は翌年度の保険料はあまり負担にはならないと伺っておりますので、よろしくお願ひします。

**○10番（牛島孝之君）**

あまり負担にならないという言葉は回答にはなりません。要するに、じゃ、今年度幾らでしとる、事故で払ったために来年上がると。上がるんでしょう、一緒ですか。

**○財政課長（田中和己君）**

この件につきましては、詳細なことはちょっと伺っておりませんが、ちなみに令和元年度の保険料につきましては全部で311台の保険に加入をしております、その際が2,269,635円となっております、今年度の当初では308台分で2,458,940円となっておりますので、これは通常J Aさんの保険料の単価が上がったものによる保険料が増額になっているということです、事故に対しての負担が増えたとは伺っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○10番（牛島孝之君）**

要するに、私たち個人がした場合には必ず上がるわけですね、事故を起こせば。だから、そういうのも行政にそのまま当てはまるのか、J AならJ Aさんとの特約で何台で幾らという取り決めがあつておるのか、そこら辺を聞いておるわけです。

**○財政課長（田中和己君）**

説明不足で申しわけないですが、市のほうでは全車両一括保障特約付の自動車共済のほうに加入しておりますので、大きく変動はしないと伺っておりますので、よろしくお願ひします。

**○10番（牛島孝之君）**

そこら辺はきちっとJ Aさんとの間で書面なり取り交わしていただくとお願ひしますので、そのにきはきちっとしていただきたい。

それと、副市長にお聞きしますけれども、全部の議会とは言いませぬけれども、事故が起きております。職員教育をしますということは毎度毎度聞きます。ところが、こういう事故



は単なる不注意です。こういうことがあっているというか、教育がなっておるのかと思いますが、今後はいかがされますか。

**○副市長（松崎賢明君）**

この事故に関する点につきましては、議会の皆さん方は当然のことながら、市民の皆様方にも大変御迷惑をかけているところでございます。この場を借りましておわび申し上げます。市職員に対する意識改革なり、研修の徹底はこれまでもしっかりしておりますが、残念ながらこのような結果になっていることは大変心苦しいところでございます。言い訳的になりますけれども、また引き続き職員の意識改革にさらに徹底して努めさせていただきたいと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第2号 令和元年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設または改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する場合は、同条第3項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第44号 専決処分について（八女市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○17番（森 茂生君）**

今回の市条例の改正、ポイントが54条の5に法規定が新設されたという文言があります。第74条の3に同じく法規定が新設された。2つの新しい法律がここに入ったということだろ

うと思います。

まず最初に、54条の第5項について、そこにある書いてありますけれども、例えば、具体的にいえばどういったふうになるのか、お尋ねします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

54条、これは固定資産税の納税義務者等というところがございます。第5項について法規定の新設がなされたということがございます。内容としましては、固定資産税の所有者の方が死亡した場合、調査を尽くしても所有者の方が一人も明らかにならない資産について、その土地、その資産、使用者がもしいらっしゃる場合については、その使用者の方を所有者とみなすことができるということで規定をなされているところがございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

所有者が一人もない、例えば、相続の場合、相続人が一人でもいる場合は関係ないということですか。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。当然お亡くなりになった場合については相続人のほうの調査をさせていただくということになりますけれども、その中でお一人でもいらっしゃる場合については、そちらの方に相続人の代表になっていただけないかということで納付書の送付先を決めていただいているという状況でございますので、そういう場合については関係ございません。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

そしたら、戸籍なんかで相続人がいらっしゃるけれども、どうしてもその人を確認することができない、幾ら追っていても確認できなかった場合はどうなるのか、お尋ねします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

確認が取れない場合については、まずはその資産についてどういった状況なのかということをお私ども現地に出向いて確認をさせていただくということになります。仮にその資産についてどなたか使用者の方がいらっしゃる場合については、当然お話を聞かせていただくということになりますけれども、仮に放置状態でどなたも管理をされていらっしゃる方がいないという場合については、納税通知書としては公示送達ということになるかと考えております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

どうもあまりよく意味が分かりませんでしたけれども、これは全国的に言えば、このままいけば720万ヘクタールが相続で確認できない面積だそうです。北海道が770万ヘクタールですので、もう少しすると北海道の島を除いた本島だけの面積に匹敵する約20%が所有者不明だという報道がっております。八女市の場合、一体どれくらい、土地はあるけれども、固定資産税を掛けることができない、所有者が分からない、そういったのはどれくらい八女市にあるのか、お尋ねします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

八女市においては、まず固定資産税の納税通知書をお送りするわけですが、その中で返却の分がございます。その中で送付先であったり、当然お亡くなりになってある分についての相続人の方でございますが、その届出もなく分からないという場合については、件数としてはそこまではないと思います。戸籍等を調べますと、どなたか相続人の方が見つかるという状況でございまして、全く分からないという場合は八女市ではまれなケースだと認識をしております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

分かりました。そしたら、さほどこれができるからといって収入が増えると言っちゃおかしいんですけども、影響というか、ないのかなと思います。早い話が、誰もいらっしやらない、相続人がいらっしやらないところに、例えば、どなたか店で営業をしている場合、結局、調査をして相続人もいない、誰も確認できない場合、もし仮に営業している人がいらっしやれば、営業している人にその固定資産税を掛けるということでもいいんですかね。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

今、森議員がおっしゃったとおりでございまして、その使用、例えば、店舗等で相続権者ではない知り合いの方とか、そういった方が御使用になってある場合については課税台帳に所有者として登録することができるということでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

そしたら、もう一点ちょっと疑問が残るんですけども、そうやって使用者、そこで営業している方がずっと固定資産税を払い続ける。そうした場合、その土地、家屋敷といいましょうか、幾ら固定資産税を払っても税金を払うだけで、その人の所有にはならないわけで

しょう。その点いかがでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今御質問の件については、不動産登記法の関連になるかと思えますけれども、時効取得ということも考えられるかも分かりませんが、当面上、登記上の所有者はそのままで、あくまで固定資産税の課税台帳上の納税義務者という形で登録をさせていただくということでございます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第45号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○6番（田中栄一君）

お尋ねいたします。

この条例改正は3月24日に厚労省から都道府県に発出しました事務連絡を基に改正されるものでございますけれども、第10項においては傷病手当金支給の要件、それから、第11項で

は手当金の計算方法、第12項では支給期間、第13項では給与等を受けることができる者に対する支給制限、第14項では第13項で支給制限を受けていた者が支給要件に該当した場合の取扱いについて記載されています。そして、第15項に第14項により市から支給された金額は事業主から徴収するとあります。要するに、事業所への立替払いであると理解してよろしいのでしょうか。また、手当金であるならば事業所からの徴収はいかがかと思えます。厚労省のほうでは給付金という名称を使ってもいいということで流れておりますけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

事業所からの徴収については、15項に表しておりますが、実際この該当となる方については、国保に加入されてある方のうちの実際該当される方はパートとかアルバイト、それから、新規雇用者で試用期間の方ということになりますので、当然、事業主からの手当の支給があればそれを差し引いてということになります。そうでない場合も当然あるかと思えます。そういった場合はこの手当で対応をしていくという形になるかと思われれます。

ちょっと詳細については、まだ取扱いが来ていないところがありますので、そこはまた国とか県の指示を仰ぎながら調整をしていきたいと思っております。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

私がお尋ねしたいのは、そういう支給要件に該当された方について市が傷病手当金を支払いますよね、その後に、第15項では、今度は事業主から支払った傷病手当金を徴収するとなっておりますので、その分についてそういう理解でよろしいのかということ。それと併せて、手当金とか、給付金とかという場合に、それを立替払いしましたから徴収しますよということでもいいのかということを知りたいんです。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

当然、給料とか事業主からの手当が支給されれば、二重に傷病手当ということは支給できないこととなりますので、もし金額的な差があれば当然その差額の分を国保のほうで支給する。また、もしそれに3分の2という基準がございますので、それよりも多い手当が事業主から支給がされるということであれば、事業主から徴収するという形になると思っております。ちょっと詳細についてはまた、なかなかこの内容が国、県ともまだはっきりした回答が出ていない状況となりますので、調整をしながら実際運用をやっていきたいと思っております。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

Q&Aも見てみましたが、なかなかそういう部分の詳細について載っていないようでございますので、この点につきましては、やっぱり事業主さんに今度がんばるバイ八女応援金

とか、そういうものを出しながら、片方ではそういう負担を求めるということで、なかなか何か矛盾したところがあるんじゃないかと思っておりますので、そこは十分制度をきちんと押さえられて事業主の不利にならないようお願いしたいと思います。

それと併せて、議案第47号に国保会計の補正予算を提出されておりますが、この傷病手当金については国県支出金を充当されております。当然わずかな金額なんですけれども、こういって傷病手当金を市が出した場合に国県支出金を充当されるということであれば、市があえて事業主から徴収するという必要はなくなってくると思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

予算のほうにおいては、国の特別調整交付金を財源としております。事業主が手当を払われる場合は、また事業主の方も雇用調整交付金ですかね、それぞれの手当を受けられるということにもなってきますので、やはり実際に事業主の方がそういった手当、休業手当等を支給され、それに対して事業主の方も当然国のほうからの雇用調整交付金等を本来は申請されて受けられるという流れになれば、やはり二重での交付はできないかと思っておりますので、繰り返しになりますが、やはりそういった差額が当然生じるとか、不足する分については、国民健康保険加入者であればこちらの措置をしていくという形になりますので、ちょっとケースによつての対応にもなってくるかと思っております。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

これは国の指示によつてこういうことをなされておりますので、深くは申し上げません。

最後に、この条例が公布の日から施行し、追加附則については令和2年7月1日に遡及して規則で定める日までの間に属する場合に適用とございます。規則で定める日とはどういった日を想定されているのか、お尋ねいたします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

すみません、ちょっと規則のほうは今からつくっていくことにはなりますが、国のほうの基準が9月30日ということになっておりますので、そこを鑑みて作成をしていきたいと思っております。そして、入院の場合は最長1年6月までということもただし書きにございますので、それに照らし合わせて考えていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

ほかに。

**○17番（森 茂生君）**

私も先ほど田中議員が言われたのがどうも気になって仕方がないんです。傷病手当を支

払った場合、全額特別のあれで八女市に来るわけでしょう。そうした場合、何で事業主から徴収しなければならないのか意味が分かりません。どう考えても私は分からないんですけども、今答えのとおり、まだはっきりしない分があるんですか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

申し訳ありません、先ほど申しましたように、やはり事務の取扱いとしては非常にちょっとまだ事業主からの徴収についてははっきりしていないところがございます。ただ、考え方としましては、やはり二重での交付ということがないようにということで、事業主の方もその休業の手当については事業主側が雇用調整交付金等を受けられるという流れがあるならばということもあるかと思っておりますので、そこはまた県とか国に制度を実際支給に当たっては確認をしてやっていきたいと思っております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

ぜひ確認をよろしくお願いします。

それから、これはあくまで国民健康保険に加入している人ですけども、例えば、事業主やら専従者、いわゆるフリーランスと言われる人たちは、たとえ病院にかかっても該当しないということで理解していいんでしょうか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

今回の傷病手当についてはお勤めになってある方ということになりますので、該当はいたしません。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

非常に狭められて、あまり国保で給料をもらっている人は極々一部だろうと私は理解します。それで、これは商工新聞ですけども、市町村の判断で個人の事業主や家族の専従者、フリーランスと言われる人たちにも拡大できると厚生労働委員会で国のほうは言っているようです。ですから、今回はともかくとして、今後として、もし市町村の判断で拡大することが可能なら、ぜひ広げていただきたいと思っておりますけれども、広げることを八女市の判断で給与所得者以外にも適用できるようにすることが可能なのか、そこら辺の考えをお尋ねします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

今回の提案については国の制度に基づいてということになりますが、おっしゃられるように、拡大ということの考え方ですけども、やはり今現在は国の制度に合わせたところとどめて、あとやはり国民健康保険はそれぞれ独立して事業を行っていくものですから、その負担をどこがするのか、当然、単独での実施、八女市でやっていくとなると、その負担が当然生じてきますので、今のところは国の制度に基づく分ということで考えております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

そうした場合は当然、国から来ませんので、独自の予算と申しますけれども、非常にこれはほかの保険では休業保障はできるわけですので、国保だけがないわけですね。ですから、ぜひこれは今後の問題として考えていただきたいと思っております。

それと、もう一点だけお尋ね申しますけれども、例えば、どうも熱があつてということで4日以上ないと駄目ですので、熱があつて自主的に事業所に連絡をして休んだとします。10日休んだとします。そして、結局病院にとうとう行きそびれてしまって病院には行かなかった。そういう場合、この傷病手当は出ますか、どうなりますか、お尋ね申します。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

ちょっと症状とかケースによって非常に出ますということははっきりここでは言えませんけれども、今回の制度については実際にコロナウイルスに感染という診断を受けるものではなくて、疑われるものということも対象になりますので、それぞれのケースで、また事業主のいろいろな書類的にも出していただくものがありますので、こちらで審査する段階で認められれば支給できるケースもあるかと思われま。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

支給できる場合じゃなく、予防的な意味合いからも、その人たちがなるだけ出歩かないようなことを想定しているわけですので、ちょっと熱があつてどうしても体がだるい、そして、自主的に事業所に言って休んだ場合、それも恐らく対等に支給されると私は理解していますが、はっきりした答弁をお願いします。今後、実際に出てくる可能性があるわけですよ。はっきりした答弁をお願いします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

実際、支給に関しての事務要領を今から作成をしていきますが、その中で医療機関の証明ですとか、事業主の証明というか、そういった根拠となるものを出していただくこととなりますので、その内容によって支給できるケースもあるかと思われま。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

厚労省が出しているQ&Aですけれども、たとえ医療機関の証明がなくてもいいですよと書いてあるんですよ。そして、その代わり事業所などに自宅療養をしましたというものをその場合は出してくださいというのがあるんですよ。そいけん、必ずしも病院に行くことができなかった、行っていないなら病院は来ましたよというのを出すはずありませんので、そういう場合、事業所なりの確かに休みましたよという証明があれば出ると私は理解はしているわ



けです。おたくたちが今後実際に想定する場合があるわけです。そこはきちっと把握していただいて、いや、おたくは病院に行っておらんなら駄目ですよとか言っていただきたくないんです。そこは担当者としてはっきり御認識をいただいとおかないとちょっとおかしくなると思います。それで、再度ちょっとそこら辺の、窓口における人はみんなです、あなただけではなく対応する人が、そこら辺はきちんと正確なところをぜひ把握していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

事業主からの申請ということが必要になってきますので、きちっとそこを確認させていただいて対応をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○16番（三角真弓君）**

今回の3つの給付金をはじめ、交付金についてお尋ねいたします。

近隣の市町村では既に申請が始まり、早いところでは15日には支給をされると伺っており

ます。まず特別定額給付金、この事業がどのように市民の皆様へ封書が届き、そして申請し、いつぐらい手元にお金が届くのか、本当に困っているひとり親とか貧困家庭、非常に大変な事情になっている中で、そういう安心感を与えるためにもこの事業がいつから皆さんの手元に行き申請ができるのか、まずその1点をお願いいたします。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

三角議員の御質問にお答えいたします。

今回の特別定額給付金の支給につきましては、福祉課のほうで所管をしております。今回のスケジュールにつきましては、本議会の議案の議決をもちまして速やかに受付をやりたいということで考えております。今回の申請につきましては、オンラインによる方式、それから郵送による方式、2つございますけれども、オンラインによります方式につきましては、本議会で議決を受けまして速やかにということで申し上げましたとおり、本日中に受付ができるように開始をいたします。また、郵送による申請方式につきましては、今、様々な準備を行っております、各家庭へ届けるように準備をしておりますが、郵便局への文書の持ち込みは11日月曜日を想定しております、11日以降に郵便局さんのほうでお配りをいただきますので、郵便局さんと御協議した中では15日の金曜日までには配送をしていただけるということで協議は終わっているところでございます。

以上でございます。

**○16番（三角真弓君）**

じゃ、最初に支給された方が最短でいつぐらいには手元に届くように考えていらっしゃるんですか。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

御質問は、オンラインで申請された方がいつ頃給付金が受け取れるかということかとは思いますが……（「郵送もということですよ」と呼ぶ者あり）オンラインの場合と郵送の場合とお答えしますが、オンラインで申請をされた方につきましては、19日火曜日の振込を予定しております。また、15日までに郵便で申請された方につきましては、26日火曜日の振込を予定しております。

以上です。

**○16番（三角真弓君）**

近隣の市町村の早いところから比べれば、約10日ぐらい遅れているわけです。一応、市民の皆様が確かに今日の臨時議会を受けてということではあったと思うんですけども、これは早くできなかったのか。4月23日に全員協議会があった時点でも、私も個人的に早めになんかということを申し入れをすればよかったんですけども、非常に市民の皆様へ、今の内容をやはり一日も早く周知をされて、皆さんが安心できるようなことを徹底していただきたいと

思っております。

それでは、子育て世帯への臨時特別給付金に関しましてはどのような流れでいくのかをお尋ねいたします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

今回の子育て世帯臨時特例給付金に関しましては、通常、八女市で支払っております社会保険、国民健康保険の方々に加えまして、通常、事務所でお支払いをされてある公務員の方々も市町村の対象となっておるところでございます。まず、一般の方への支給の日時でございますけれども、年3回、2月、6月、10月が児童手当の支給月という形になっております。それに合わせまして、一般の方のお支払いを6月10日の通常の児童手当支払い日までに同日で支給ができるように手続を進めてまいります。ほか公務員の方々につきましては、随時、事業所から証明をいただきまして、本人さんが直接申請をいただきますので、随時対応をしていくという形でスケジュールを考えているところでございます。

以上でございます。

**○16番（三角真弓君）**

このことも担当のそういう子育て世帯に対しての周知ということも考えていらっしゃいますか。今の内容の徹底を子育て世帯に対しての周知。こういう形でいつ入りますということでの連絡はどのようにされるか、どう考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

基本的に今回の児童手当の受給者に対しましては、具体的な手続はございません。ただ、市のほうから通知を差し上げまして、その通知の内容を確認いただいて、一般の方は待つていただくという形になります。中にはその受け取りを拒否される方もいらっしゃいますので、その対応についてはまた随時支払い前までにその届出をいただいて、何もいわば手続をされない方については10千円を交付するという形で手続を進めてまいります。一般の方についてのお届出は具体的には不要だということでございます。公務員の方のみ事業所から証明を取っていただいて、本人さんが市町村のほうに届出をしていただくという形になりますので、公務員以外の方については、手続等は不要となるところでございます。既に郵送の準備を今回の議会が終えたならばすぐに送付できるように手続を進めておりますので、決定していただき次第、その通知を該当者の世帯のほうにお送りするという形で今段取りを進めているところでございます。

以上でございます。

**○16番（三角真弓君）**

最後に、事業所の応援交付金事業について。これは今回100千円を支給されるということ  
で約3,500の事業所ということになっておりますけれども、今回の100千円という支給に対し  
て、今後コロナがたとえ収束しても経済的な復旧にはかなりの年月がかかるのではないかと  
予想されますので、今後1回の支給の後、行政としてはその後の第2弾、第3弾ということ  
も、もちろんこれは財源が必要ですが、そこまでのことも考えての今回の支給なのか、  
副市長お尋ねいたします。

**○副市長（松崎賢明君）**

今回の応援交付金につきましては、当面、緊急性のある部分につきまして予算措置させて  
御提案させていただいておりますので、今後につきましては、今後の経済情勢なり財政状況  
を踏まえまして検討していく必要があると考えております。

**○16番（三角真弓君）**

最後になりますけれども、この3つの給付金と国が出してくるもの、また、八女市が単独  
でやるものがございますけれども、とにかく早く皆様の手元にお金が届くことというのが一番  
大事な事かと思っております。この事業の仕分け等、全職員の皆さんで一日でも早く作業  
が終わるようにしていただくためには、本庁のみならず各支所の職員の方も全員でそういう  
対応をされることによって、郵送にしてもオンラインにしても早く市民の皆様のもとに届く  
のではないかと考えております。その全庁を挙げてという点、各支所も挙げてという点につ  
いて、副市長どのようにお考えでしょうか。

**○副市長（松崎賢明君）**

今回の事態については、私どもも緊急事態と認識しております。そのためにコロナウイル  
ス対策係も設置いたしております。それぞれの本所、支所含めまして役割分担を明確にして  
迅速に作業が進んでいくよう、支給が行えるよう取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

**○2番（高山正信君）**

前回の全員協議会でちょっと回答がよく分からなかった点でもう一回確認させていただき  
ます。

大工さんや左官さん、そういった一人親方の方はこの新型コロナウイルス感染症対策事業  
所応援金の支給対象になるのか、お伺いします。また、農業をされている個人事業主は前回  
対象ではないということでしたが、それに変わりないか、お伺いします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答え申し上げます。

大工さんや俗に言う一人親方の方、そういった方につきましても八女市内に住所を有して

あつて活動されてある方については対象とさせていただきたいと思っております。また、農業の方につきましては、前回お答えさせていただいたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

**○2番（高山正信君）**

そしたら、農作物を作られて生産されて加工販売までされてある事業者はどのようになりますか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

対象事業者としましては、もっぱらその営業活動において生計を立てていらっしゃる方を対象と考えておりますので、例えば、今御指摘の農産物の加工品なんかを、例えば、道の駅とかに出されている方につきまして、じゃ、その方の主たる生計がどういったふうなのかというところを調査させていただいて、対象になる方、ならない方が出てくるんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

**○2番（高山正信君）**

最後になるんですけど、個人で農業をされている方でたくさんお困りの方がおられます。今後速やかな対策を講じていただくよう要望して質問を終わらせていただきます。

**○議長（角田恵一君）**

ほか。

**○8番（高橋信広君）**

6ページの3款1項1目、社会福祉総務費についてちょっと二、三お聞きいたします。

1つは、節の報酬、会計年度任用職員の報酬とありますが、ここについての少し概要、例えば、人員、期間、業務内容、これについてお尋ねいたします。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

3款1項1目の報酬で会計年度任用職員の報酬を掲げておりますが、こちらにつきましては、今回の定額給付金の支給に関わりまして、その封筒への封入作業であつたりとか、いろんな口座を届けていただきますので、口座の入力であつたりとか、チェック作業等を想定しておりますが、通常月額報酬の会計年度任用を5月から9月までの5か月で、7名ということで、月額報酬の方を想定しております。また、日額報酬の方も日額で何日分ということで、ここは短期的に1週間とか、それぐらい集中的な作業が出るときの分を想定しまして、日額報酬の方は222日分の延べ日数で計上しているところでございます。

以上です。

**○2番（高山正信君）**

分かりました。

もう一つ、この工事請負費、それから備品購入費というのが入っています。これも今度のコロナウイルス対策系の件だと思いますが、これは文化会館の改修ということで私は理解しておるんですが、あと最終的に実際の工事日、いつまでに終わって、いつから解消できるのか、これについてお聞きします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

コロナウイルス対策の相談窓口の設置につきましては、今ちょっと準備を進めているところで、5月15日には正式に開設というか、していきたいと思っております。それまで準備ということで、あそこの会場1階のホールを予定していますので、非常にちょっと天井が高かったり、今日から実務的にはいろいろレイアウトしながらどういった形でやっていこうか、そして、3密にならないということがまず条件になりますので、窓口の数とかスペースを測りながら、ちょっと必要に応じて、工事が必要な場合はこの工事請負費の中で実施をさせていただきたいと考えております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

ということは、新聞報道にもあったように、15日からということで理解してよろしいですね。

この中で保健師を2人入れて7名で専門チームということと、今の定額給付金、それから、事業者への100千円ということを中心にやる部隊と理解しているんですが、一つ気になっているのは、今回の給付金関係、あるいは支援金の関係が物すごくいろんな業種入っています。そういう中で、私は最初はここでワンストップで全部やるとちょっと勘違いをしたところがあるんですけど、ここの切り分けですね、皆さんにここをしっかりと周知しないと混乱を招くような気がします、これについてはどういうお考えですか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

その新型コロナ対策チームとしていますが、3つに分かれております。実際に行う業務としては福祉課が所管の特別定額給付金、それから、商工振興課が所管のがんばるバイ八女応援金と、事業者向けのその他の支援、それから、感染症全般に対する健康相談ですとか、不安な部分の相談等ということになります。ちょうど同じ時期、5月15日号の広報のほうにその周知をしております。ちょっと表紙の部分にこういった窓口とか電話専用ダイヤルをつくれますということ載せて、また別にちょっとチラシというかA3の表裏になりますが、一緒に配るように今作っております。その中で、やはり多岐にわたる制度がございますので、それぞれの担当課としております。文化会館のほうでできる業務と、そのほかの例えば、税の納税相談等になれば税務課という形になりますので、そこをきちっと御案内できるように。まず原則としてはやはり電話での相談ということを考えております。窓口に来られると感染

のリスクというものもございますので、電話でという御案内をしていきますが、やはり来られる方については、主に3つの内容については文化会館、その他についてはそれぞれの窓口という形にもなりますので、市民課の窓口サービス係にもそういったところをお願いしたり、総務課のほうのあの電話、全体的な電話の分についてもということで、極力市民の方があつちに行ったりこっちに行ったりという、いわゆるたらい回しという形にならないようにやっていきたいと考えております。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

これを見ていると本当に多岐にわたりますので、いろんな方が勘違いされてというか、そのコロナウイルス対策係の窓口のほうにある程度最初は集中するような気がしますので、そのつながりの部分をよく混乱のないようによろしくお願いしときます。

最後に一つ、今回100千円定額給付金のことですが、これについてはオンラインか、それから郵送、この方式が基本ということはよく分かっています。そういう中で、ある市民の方から5日に連絡があってダウンロード方式があるよと、これは筑後市がやっておられます。筑後市の場合は特に制約はされずにダウンロードでもオンラインと同じように給付が先にできますということが出ておりますので、これは八女市のほうとしてはやらないと一応聞いていますが、なぜやられないのか、これについてまず理由をお聞きいたします。

#### ○福祉課長（栗山哲也君）

高橋議員がおっしゃるように、様式をダウンロードして御本人さんが記入して申請するという方式かと思いますが、そちらにつきましては、確かにほかの市でやっているところもございまして、本市におきましては、今回、本議会をもって手続に取りかかるということにしましたので、また、ダウンロードされてそのものが出された場合はチェック機能が非常に重要になります。速やかにお届けするということでは非常に有効な手段であると考えておりますが、私どもとしましては郵送の発送準備を11日には終わるということにしていますので、それまでの間を二、三日御辛抱いただいて間違いのない申請書が届くことのほうが有益ではないかなということで判断をしたところでございます。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

先ほどの筑後市は特に制約もなくやられていますけど、ほかのいろいろなところも結構やられています。その中でどういうことを条件つけられているかといいますと、いわゆる緊急性の高い方について、極端なことでは生活がもう底をついているので、そういう方に対して対応するという、そういう前提をつけながら募集されているわけですね。我々はやっぱりその選択肢をしっかりと上げて、一番困っている人に早く届くということが一番大事なことで

あって、せっかくダウンロードという方式があればぜひ採用していただいて、市長のいつかのメッセージにもあったように、やっぱり市民、事業者の方々に寄り添うという、我々はそういう寄り添う立場で物事を考えていく必要があると思います。そういうためには1人でも2人でも早く手元に届くような対策はできるわけですから、混乱が生じるというのは役所の方で混乱が生じる可能性があって、出されるほうは特に混乱は出ません。そういう意味では、役所のほうでどういうことが起こるのかを整理していただければ絶対できると思いますが、これはいかがですか。

**○健康福祉部長（松尾一秋君）**

お答えします。

ダウンロード方式につきましては、今のところうちが考えているのは、一旦郵送をしましたが届かないという方や、あるいは紛失されたという方が、もちろん再発行しますけれども、それよりも早く出したいという方については、そこでダウンロードして出していただくということで、私どもは郵送した後にホームページ上にアップをして、その後ダウンロードできるようにしようと考えています。といいますのは、やはりよその市町村の状況を聞いていますと、世帯主が世帯分を全部まとめて申請することになるんですけども、それがきちんと世帯主じゃない方が申請されたり、あるいは住民票上ある人が書いていなかったり、住民票に入っているのに抜けていたりとか、いろんなことでそこにまた何度も本人とのやりとりが関わってくるということがございますので、きちんと住民票を打ち出したものを一日も早くお届けするというのがかえって無駄なやり取りをせずに速やかに本人に届くと、そういう方法であるということで私どもは整理をさせていただいて、基本的に、郵送した申請書により申請していただき、なくされた方はダウンロードして申請していただく。ですから、今月の半ば以降になると思いますけど、ダウンロード方式についてもアップはしたいと考えています。そういった整理をしていますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

いや、それは若干違うと思います。やっぱりダウンロード方式でもしっかりと、いわゆる記入例というのをついたり、要するに、基本は世帯主でないと発行できないというところをしっかりと明示していただければ、それは1人、2人は間違いの人もいらっしゃるかもしれませんが、そういう混乱の部分はぜひ庁舎内で整理していただいて、二重の手間はかかるということもよくわかりますけど、やっぱり一人でも多くの方が先に支給ができるようにという視点でやっぱり取り組んでいただきたいと思います。それが八女市だけでなく、ほかのところができるということはできるはずですよ。原点はやっぱり寄り添うということだと思いますので、そこに本当に結びついたやり方かどうかということをもう一回お考えいただきたい



と思います。これは最後は要望としておきますので、御検討いただきたいと思います。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

お尋ねいたします。

先ほど報酬の件でお尋ねがありました。それについてちょっと若干お尋ねしたいと思いますが、雇用に当たっての基準というか、それについてどうお考えなのか。例えば、他自治体では実施されております雇い止めに遭った人とか、あるいは内定取消者などを優先的に採用されるものなのかどうか、そういうお考えがあるのかどうか、お尋ねしておきます。

**○人事課長（牛島新五君）**

お答えいたします。

今回の会計年度任用職員の報酬につきましては、できるだけ速やかに給付などの事務を進めるということを一番に考えまして、もう既に雇っております会計年度任用職員を、その中でもこの自粛で一定事業に余裕が出た部署がございます。そういったところの会計年度任用職員をこちらのほうに充てて事務に当たらせようということ考えておりますので、その組替的なところでの予算を考えているところでございます。そういった意味で、雇用対策という意味での予算にはなっていないところでございます。雇用対策につきましては、今後、人事課のほうで検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

雇用対策については今後の課題ということで十分お考えいただきたいと思います。

次に、12節の委託料7,120千円ほど出ておりますけれども、この内容が郵送は自分たちでやると、それから、振込も当然市のほうでやらないといけないと思うんですけれども、こういった業務内容をどういった業者に委託されるのかということによってちょっと理解ができておりませんので、お願いいたします。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

今回、定額給付金の関係で委託料を御提案しておりますが、7,120千円の内訳の積算といたしましては、1点目が給付金を支給するに当たっての電算システムの改修費、それから、もう一点が、3月まで取り扱ってございましたプレミアム付商品券のときがございましたが、そのときは実際に働いていただく、いわゆる今回でいう会計年度任用職員ですね、臨時的な職員を人の派遣会社のほうに委託をした関係がございました。人材派遣会社、そちらのほうから人を派遣していただいて人を雇用したという経過がございまして、今回も人材派遣会社に頼る必要があるのではないかとということで、当初こちらの委託料でその労働者の派遣の業務委託料ということで2人分の予算を計上しておりますので、人件費になりますけど、7,000

千円という計上になったところでございます。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

そういうことであれば、先ほど任用職員の採用で7名と。それと、人材派遣の分で今2名とおっしゃいましたが、合わせて9名の方がそういう形でこの業務に就かれるということで理解してよろしいんですか。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

予算を計上しましたときには会計年度任用職員がそれぐらい集まるのかどうかというのも不確定なところもございましたけれども、人材派遣会社に頼るべき必要があるんじゃないだろうかということで予算の計上をしておりましたが、今回、人材派遣会社からの2人は派遣の必要がない可能性もございますから、その点について使用がない場合については、こちらのほうは使わない可能性もございます。冒頭に申しあげました、会計年度任用職員7名を従事に充てたいということで考えています。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

まだちょっと数点ありますけど、次に、3款2項2目の母子父子福祉費の中で工事請負費、これは母子生活支援施設の営繕工事費ということなんですけれども、どういった内容かお尋ねしたいと思います。例えば、今非常に問題になつるのが生活困窮者で住居にお困りの方が出てきているということで、そういった方を受け入れるための営繕工事ということで私は受け止めているんですけど、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

この工事費につきましては、母子生活支援施設の部屋をいわば入居者にコロナが発生した場合、その専用の部屋という形で考えているところでございます。2部屋ぐらいを確保して、疑いがある場合からそこに住んでいただきたいということで部屋を準備したいということで考えております。

以上でございます。

**○6番（田中栄一君）**

了解いたしました。

それから、6款と7款、商工費の指定管理料についてでございますけれども、この前、私が聞いた説明では、収入をもって管理経費を賄っている4施設の固定経費について予算を計上しているということで理解をしているんですけども、夢たちばなビレッジとか、グリーンパル日向神峡、ほたと石橋の館など、ほかの施設でも何がしかの指定管理料を受けては

おりますけれども、自己努力によって経営しているところが多数あります。今回の新型コロナ感染症による自粛要請によって休館しているわけでございますけれども、稼ぎどきの春休みからゴールデンウィークにかけて収入がない中で従業員の給与とか、電気料などの固定経費は発生しているわけですね。その点についてはどうお考えなのか、お尋ねいたします。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

御指摘のとおり、観光振興課のほうで管理しております指定管理施設20か所ほどございます。今回このコロナに関する状況として全施設に調査を図ったところです。その調査の内容といたしましては、先ほど議員のほうがおっしゃいました固定費管理、この施設の固定管理がどのくらいかかるかということと、あと指定管理料というのを毎年支払っておりますので、その分で補えるかどうかの調査をしたところです。今回補正に出しております4か所6施設につきましては、その精査の中で不足した分を載せているものと考えていただきたい。要するに、固定費を指定管理用の中にもともとから入れて支払っているところにつきましては、今回閉館してお店を閉めていても支払いの能力はございます。ただ、指定管理費を払っていない施設が今回上げている中で2か所ございまして、グリーンピア八女さんと池の山荘ほか2施設、こちらについては指定管理料を当初より支払っておりません。反対に納付金を頂いているような状態になったんですが、その分についての指定管理費を出しておりますので、今回ちょっと高額になっているというのが回答になると思います。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

20か所ほど全施設を調査して、固定経費とかそういった部分について今回のやつについては支援までには至らんでいいだろうという判断をされているというお考えだと思いますけれども、実際的に最終的にかなり厳しくなるんじゃないかとは思っております。そういう中で、今度、国の事業補助金50%減とかいろいろありますよね。それと、八女の事業所の今回3,500か所ですか、そういう部分もありますけど、当然そういった指定管理事業者、これについても対象となるということで考えてよろしいのでしょうか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

ただいまの御質問につきましては、指定管理業者が国や県の補助金の対象になるのかということと、八女市のがんばるバイ八女応援金の対象になるかということなんですけど、まず、八女市のがんばるバイ八女応援金につきましては対象になると考えております。ただ、国、県の制度につきましては、詳細についてこちらがちょっと問い合わせをしておりますので、対象になるのであればぜひ申請をいただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

## ○6番（田中栄一君）

八女のほうの応援金は対象になるということで、そこら辺については施設の指定管理者にも十分周知をしていただいて御指導お願いしたいと思いますし、これがいつ収束するか分かりませんので、そういった部分で最終的なやはり支援というのは必要だと思っているんですよ。そういうところはよろしく願いしておきたいと思います。

最後に、財源についてお尋ねします。

今回、財政調整基金から528,800千円を繰り入れておられます。財政調整基金は平成30年度末現在高で10,134,000千円。それから、予算の入り口ベースで令和元年度の繰入れが1,544,000千円、令和2年度で今回の補正を合わせて1,458,000千円で、現在高は7,132,000千円ほどだと予算ベースでは思っております。平成30年3月議会で私は基金積立ての適正規模についてお尋ねをいたしました。そのときは答弁で、年度間調整財源に、標準財政規模だと思えますけれども、20%程度。それから、さらに災害復旧資金を考慮して60億円から65億円は必要と答弁をされました。市長は財政が厳しいということをよくおっしゃいますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症というのは集中豪雨や台風災害と形は違えども全市民が被害を負っている大変な災害だと思います。確かに財政調整基金は目減りしてきておりますけれども、今使わずしていつ使うんでしょうかということをお願いしたいと思います。緊急事態宣言が延長されて、市民はさらに厳しい状況に立たされております。市長の5日のメッセージにもありますように、市民、事業者の皆様へ寄り添いながら今後様々な支援策を講じていくとおっしゃっております。私も今回の補正は序章であり、第2、第3の対応が求められていると思っておりますが、八女市としてこれからの対策及び収束後の出口戦略についてはどのようにお考えなのか、最後にお尋ねしたいと思います。

## ○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

議員おっしゃったように、私どもは今日まで市町村合併当初から財政状況が将来は非常に厳しくなるであろうということで、実は計画的に毎年基金を10億円、返済金を10億円やっけてまいりまして、5年間で実現をいたしたところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、これで終わっているわけではございませんで、議員おっしゃるような、これからどういう影響が、さらに厳しい影響が、仮にコロナの感染症がストップしても、影響が事業家にしても、農業生産者にしても、その経済的な厳しさというのはどれだけかかるか分からない。したがって、私どもが今検討しておりますのは、やはりそれぞれの農業、林業をはじめ、また事業家、そしてまた福祉の面で、あるいはまた教育の面で、様々な分野でこの状況を十二分に把握をして第2弾の対応策を考えていかなきゃならないと私は思っておりますので、また改めて具体的な支援策ができましたならば、

議会の皆さん方にも御理解をいただいでしっかりと対応していかなきやならんと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○6番（田中栄一君）**

そういうことで、市長の決意のほどを確認して、よろしく願いしておきたいと思います。終わります。

**○15番（栗原吉平君）**

1点だけお伺いをいたしますけれども、特別定額給付金、先ほどの答弁の中で申請の方法がオンラインと、いわゆる郵送の申請になるということでございますけれども、オンラインの場合はやはりマイナンバーカードを持っておらなければいけないということでございます。マイナンバーカードの八女市内の普及率が12%弱とお聞きしております。となりますと、その中に世帯主がまた何%おられるか分かりませんが、恐らくオンライン申請は本当に少ない、もう数%の申請になるんじゃないかなろうかと今ちょっと思ったわけでございます。そうしますと、ほとんどが郵送申請、冒頭に議員のほうからありましたように、八女市は非常に対応が遅いという御批判、それは私も受けております。そういった意味からいうと、郵送申請が今の答弁では5月11日、それから、26日の最終的に給付になるだろうということでございますが、この給付も恐らく郵送申請になると6月に入ってくるんじゃないかなろうかと思っておりますので、恐らく6月になりますとまた遅くなるということで、八女市のスピード感がさらになくなるということでございますので、先ほど御意見がありましたように、ホームページからのダウンロード方式、こういったものもやっぱり考えておいていただきたいということでございます。

それから、八女東部にはやっぱり独り暮らし、それから高齢者が非常に多いです。そういった人たちがきちっとやはり申請できるのかどうかというのも問題。ある一部の地域では窓口に来てもらって申請を受け付けているところもあるそうでございます。こういったことが可能かどうか、お聞きしておきたいと思います。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

今回のコロナウイルス対策関係の申請につきましては、国が報道しておりますとおりに郵送によるもの、それから、オンラインによるものということで、感染の防止を周知しているところでございます。やむを得ず口座の開設がなされていない方とか、いろいろお尋ねがある方も当然いらっしゃると思っております。そういった方につきましても、電話での相談を大変お勧めはするんですけれども、最終的には窓口にお見えいただいて、私どものほうが書き方なりを御指導して御記入いただいて後日振り込む、そういう手段も当然、最終的には可能であるということで考えております。

以上でございます。

### ○15番（栗原吉平君）

よろしく願いしておきます。

先ほどありましたように、ダウンロード方式、これを早くしないとですね、私はそれは行政のプロですからできると思います。早くやっていただきたいと思います。

それから、事業所の応援金、これは八女市独自の事業所の応援金、これは非常に喜ばれております。早くしてくれと、とにかくありがたく思っているということで、この事業者数が正式には何事業所になっているのか、それで、いつ申請でいつ給付が頂けるのか、これだけお聞きして終わりたいと思います。

### ○商工振興課長（山口幸彦君）

まず事業所の数ですが、予算をお願いしております3,500というのを基数に考えておるところでございます。ただ、实际的に一人親方の方、そういったところにつきましては実数をつかめておりませんので、3,500という部分を一つの指標と考えています。

それともう一つ、早急な給付という部分についてですが、本日議会で議決をいただきましたら、すぐさまホームページ上に申請書をアップさせていただきます。あわせて、支所、本庁及び商工会議所、商工会等の御協力いただきながら申請書の配付をさせていただきたいと考えています。最短で給付につきましては、5月19日火曜日を目標とさせていただいております。

以上でございます。

### ○12番（服部良一君）

同僚議員がほとんど質問されたので、私は市民の方からの不安を解消するための質問を1個だけさせていただきます。

ここ1週間、2週間で私のところは支援していただけるんだらうかということとか、内容について、こんなものにはできるんだらうかという質問の電話がありまして、きちんとお答えできるものはあまりなかったような感じでしたので、7日の議会が終わってから恐らく行政のほうから通知が行くだろうと、あらゆる方法で通達できるだろうということで回答しておりましたけれども、その内容を1つ、2つ言いますと、先ほど高山議員のほうもおっしゃいましたが、一人親方と一くりにできないものもあるんですよ。〇〇ホームの仕事をしている大工さんのまた下請をしているという、しかも看板とか上がっていない、そういう方は私はもらえるんだらうかと、仕事がなくなっておるわけですね、そういうようなもの。それから、スナック経営者、飲食店関係の方でしたが、ほとんどゼロだと、スナック関係も細々としてあるところですが、その支援が頂けるんだらうかという質問もある。それから、飲食店関係の方、また別の方ですが、家賃が払えないと、家賃の支援はどうだろうかということもあった。今私が言っているのは商工関係の感じの方ばかりですけれども、どれはできる、

どれはできると数は無条件にありますけど、今の段階でこういう業種には出せない、支援外だと、こんなものには今のところは出せませんよと、はっきり言える線引きがあるならば教えていただきたい。そうでないと今の状況でどういうものができないのか受けても返せないんですね。だから、商工関係を私は今言っていますので、それだけでもいいんですが、線引きがあるならば教えていただきたいと思います。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

具体的な線引きにつきましては、業種がいっぱいありますので、一つ一つ押さえていくことは不可能ですけど、おおむね考えております内容につきましては、1つは収入の段階でおおむねされている営業で生計を立てていらっしゃる方というくくりが一つ。それともう一つは、例えば、市外に事業所を持っていて、市内に住んでいらっしゃる方、こういった方につきましては対象にしないという、この2つだけは確定をさせていただいて事務を進めさせていただいている状況でございます。あと個々の面につきましては、今回この予算をいただきましたら実施要綱を決裁いただきますので、その中に触れさせていただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○12番（服部良一君）**

ということは、先ほどの高山議員と同じ話になりますが、一人親方、看板も上げていないので、下請の下請、もしくはもっと下請もあるんですよ。ですから、そんな方もできるということですよ。それで生計ば立ててあるわけですから。そうでしょう。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

議員おっしゃるとおりでございます。それで生計を立てていらっしゃるという部分がですね。例えば、確定申告書でありますとか、その事業の内容を示す出納簿、そういった部分まで広く対応できる部分があるんじゃないかと想定しておりますので、そういった部分の書類を御提出いただければ対応とさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○12番（服部良一君）**

よく分かりました。

それから、もう一つの不安ですが、お家賃の感じはまた別個の話になると思うんですが、自分の持ち家でやっていらっしゃる商売の方と、借家ですてある方は借地代ば払えんと言ひよんなはるわけです。もう払えんだらう、もしくは、このままの調子が何か月も続けばもう無理ですという感じの方です。この方たちにはどういう説明がいいでしょうか。払えんと言ひよんなはるわけです。ですから、今の商工の支援とはまた別個の話かもしれません。

ちょっとついですが、教えていただきたい。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

今、議員おっしゃる部分につきましては、家賃補助の制度についてじゃないかなと思います。ただ、今回のがんばるバイ八女応援金につきましては、広く八女市内で事業を営んでいらっしゃる方に対しまして、今後の活力と勇気を持っていただくための方針でやらせていただいていますので、家賃補助についてはちょっと今後こういった方面からのお話があるのかというのは検討させていただければと考えております。

以上でございます。

**○12番（服部良一君）**

分かりました。スナック関係者の方も非常に心強いお話だったと思います。

それで最後ですが、みんな知らっしゃれんです。分からっしゃれんけん電話ばもらいよっと思えますが、この周知を本議会が終わりましたら、それはどんな方法が一番か分かりませんけれども、周知のほうは、自分のところはやっぱり心配してあります。うちはもらえんじゃろうち、何か自信なさそうに電話がありますから、その辺の周知をしっかりと出していきたい。よろしくをお願いします。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

質問の前に、3名の市民の方から手紙を頂いております。まずそれを読み上げまして質問に入ります。そのまま原文を読みます。

今回の庁舎の建て替え、公立病院の建て替えで私は今までにない危機感をすごく感じます。八女に住み始めて28年、八女はよかこの言葉を信じ移住しましたが、実際には税金も高いし交通面も悪い。しかし、交通面もろもろはよしとして、税金が高いのにはびっくりしました。市の財政を知ってまたびっくり、あまりない。新聞で前年度の設計費が倍ぐらいに増した上、公立病院の建て替え、市民の税金がますます上がっていくのではないのか。私たちの子どもたちは今からなのに、この八女市に住み続けていくのに生活していけるのだろうか。ましてコロナの影響で賃金が下がってこの先どうなるか分からない不安の中でのこの大がかりな建て替えが2件もある。三田村市長はどのようにお考えなのでしょう。この建て替えを一旦白紙に戻すことに八女市民は不満は一切言わないと思います。かえって称賛されるのではないのでしょうか。

次です。

八女の基幹産業は農業であり、その中でもお茶や施設園芸であるため、農家にとって償却資産税が大変負担となっている。今後これらの産業を伸ばすためにも税率の見直しをしていただきたい。今コロナウイルスにより緊急事態宣言が出て1か月が経過し、さらに1か月延



長されるため、市民の所得が激減し、そのため税金の猶予や職員、議員の給与の減額なども考えてほしい。

そのまま原文を読みます。

酒気帯び運転の件では、一般企業はこのような罪を犯した場合、即刻解雇となり、福岡市の職員であれば懲戒免職となったケースがありますが、なぜ八女市の職員はこのような処罰を与えないのでしょうか。八女市の職員は市民の手本であるべき職業ではないのでしょうか。

そして、市長に一言言いたい。市税を使い大規模な事業を行う場合、市民に十分な説明理解を与えて、市民投票など行ってみたいとはいかがでしょうか。

そして、市議会議員に一言言いたい。あなたたちは何のための議員、誰のための議員ですか。市民の代弁者としての議員でしょう。私利私欲のためでなく市民の代表として職を全うしていただきたい。

3人目の方です。

私は八女市に嫁いで30年になります。——そのまま原文を読みますので——三田村市長が県議でいらっしゃった頃でした。今も鮮明に覚えています。義父の発した言葉、三田村県議は——失礼ですけどそのまま読みますので——何度も落選し今度こそは当選させないといかんと行って皆力を合わせ頑張って当選させたい。しかし、今ではよい話よい評判を聞かん。政治生命が長過ぎたか、もう落選し皆に助けてもらったことなど忘れたかと日々言っております。今現在、コロナウイルスによって緊急事態宣言が発令され、皆が大変な日々を過ごしています。こんなときこそ市長、市民を助けてください、守ってください、市庁舎、公立病院建設よりも八女市民の命を守ることが一番だと思います。

市長、あなたは市長でもあり八女市一市民ということを忘れないでください。とにかく市長は市民の首長であって、いま一度初心に戻り市民のための政治を行ってください。昨年未でした。筑後の市議から——これはちょっと原文をそのまま読みますので——八女市は大変のようですね。八女市議は問題ある議員が多くざまなかと言われ、他の市から八女市はばか扱いです。どうか市長をはじめ八女市議の皆さん、クリーンな政治、オープンな政治を目指してください。行ってください。他の市からばか扱いされないように政治をよろしく。

以上、3名の方から私のところにこういう手紙が届きました。今から質問に入ります。

まず、財政調整基金、今現在幾らでしょうか。この前全員協議会において聞いております。

#### ○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

現在正確な数字としてお答えできる数字としては、平成30年度末の残高になりますが、9,374,000千円程度となりますが、これにつきましては、令和元年度と今年度もこちらから取崩しをさせていただいて財政調整をしておりますので、正確な数字は先ほど申し上げた

9,374,000千円程度となります。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

では、今現在、今言われた数字93億円はあるということですね。普通の家でいう貯金、行政でいう財政調整基金、間違いなくありますね。

**○財政課長（田中和己君）**

増減が令和元年度と今年度の当初の取り崩しがございますので、現時点での正確な数字としては今申し上げたとおり、平成30年度末の残高となりますので、9,374,000千円ということで御理解をいただきたいと思います。

**○10番（牛島孝之君）**

次に、歳出についてお聞きします。

工事請負費ということで特別定額給付金対応用改修工事費。なぜ八女文化会館に決められたのか。原則は郵送ですということをはっきり言われました。黒木の庁舎に行くと黒木の庁舎は全て2階は空いております。郵送でよければ黒木の庁舎でもよかったんじゃないかと思えますけれども、八女文化会館に決められた理由、そのときにほかの黒木の2階とか、そういうとは出てこなかったのか、お聞きします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

相談窓口、それから事務を行う場所ということでございますが、まずはやはり支所でのということの御質問ではございますけど、本庁の業務という形で考えていこうと。原則郵送ということでの処理にはなりますが、やはり窓口に来られる方もいらっしゃる。そして、支所については、当然支所でのそれぞれ対応もしていただくように今連絡調整しながら実施をしているところです。本庁でやるということになると、まずは役所内が一番職員の移動もありますし、市民の皆様もやはり役所に尋ねてこられることが一番多いかと思えます。それで考えていきましたが、やはり今回の場合は3密を避けるということで、それと併せて、それぞれの給付金、応援金等を一本化でやりたいということも考えていくと、本庁舎内の会議室等ではどうしてもやはり無理があるということで、近隣のホール等で電話対応、それから、どうしてもやはりやむを得ず窓口に来られる方の対応、それから、事務作業ということを一括でやっていくということを考えてきました。その中で文化会館という選択肢をしております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

工事請負費1,200千円、当然出てきていますけれども、その後は当然元に戻す。また工事費が要るわけですね。まず、黒木庁舎の2階に行かれたことはありますか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

黒木支所の2階は行ったことはございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

3月いっぱいまで公災係の人がおりました。それと応接室、名称はそのまままだ残っておりますが、副市長室、市長室、その横に一番東ですけれども、事務室がありました。それだけの広さが黒木の2階にあるわけですよ。何も今使っていません。電話でいいなら、失礼ですけれども、そこでもよかったです。1,200千円で終わる仕事じゃないんです。1,200千円使って改修するけれども、終わったらまた当然費用が要るでしょう。そういうのが話に出てこなかったのか、これは副市長にお聞きしますけど、いかがですか。そういう黒木を使ってみようとか、そういう話は一切出てこなかったわけですか、いかがですか。

**○副市長（松崎賢明君）**

今回のコロナウイルス系の設置につきましては、郵送がメインになってきますけれども、仮に市民の方がお見えになったときも3密を回避できるようなべく広い場所で対応できるようにというのが基本的なところですよ。

それと、先ほど答弁しましたように、支所の役割は支所の役割でまた担っていただかないかん部分があります。今回のコロナウイルス対策係は健康推進課の中の係として設置しておりますので、その本所との連絡調整等も必要ですので、なるべく近くの広い場所という判断で文化会館に設置したところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

昔みたいに電話のみじゃない、今インターネットも全部あります。恐らく課長、部長全てタブレットをお持ちだと思います。瞬時に情報は流れます。1,200千円といたしますけれども、これが無駄かどうかというのは市民に問うてみたらこういう無駄はありませんよ。場所はないわけではないですよ。この前も黒木の支所の2階に上がってみました。広いですよ。あそこで十分だろうと思います。ただ、そういう検討は一切なされなかったわけですね。いかがですか、なされたかなされていないかだけお聞きします。

**○副市長（松崎賢明君）**

先ほどからの答弁にもありますように、例えば、お見えになった場合、税の関係ですとか、ほかの関係になると、そこからまた税務課、市民課等に行っていただく必要が出てくることもあり得ます。そういうことも含めて、市民の方の行動もなるべく楽なようにというのが大前提で考えておりますので、本所に近いところというのが当然の選択肢だと理解しております。

**○10番（牛島孝之君）**

じゃ、350,000千円、まず、この事業所の定義についてお聞きします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

今回の応援金の事業所の定義としましては、事業実態がある施設を基本的にはいうと考えております。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

いろいろな入札の関係で、本社等々は八女市以外にあるけれども、八女市に営業所、あるいは出張所がなからんと入札には入れませんよということで、そういうのも事務所として考えるわけですか、いかがですか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

全てのそういった出張所が該当してくるかどうかという部分は、その一つ一つの施設を見ていく必要があると思いますので、先ほども申し上げましたとおり、事業の実態がある施設というくくりをしておりますので、例えば、太陽光なんかを設置しただけの事務所というのも見受けられます。そういった部分につきましては、営業の実態がないということで排除していくような考え方でおります。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

そうなる、そういう調査にまた人的なものは必要でしょう、いかがですか。今の人員で足りるわけですか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

確認は必要になってきております。ですから、もちろんそこだけの担当部署だけでは難しい部分につきましては、例えば、支所のほうの協力をいただいて現地を見てきていただくとか、そういった部分の協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

この前タブレットに流れてまいりました。新型コロナウイルス感染症に伴う支援一覧、この中に持続化給付金、経済産業省ですね。経済産業省のホームページを取ってみました。全てインターネットでしてくれとなっております。インターネットをお持ちでない小さな事業所、そういう代わりを行政としてはできますかできませんか、いかがですか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

今お尋ねの内容につきましては、国の持続化給付金の窓口が行政としてできるかという御質問でよろしゅうございますでしょうか。国の持続化給付金の相談窓口につきましては、地方自治体には下りてきておりません。経済産業省が独自に委託を進めております相談窓口が

あると聞いておりますので、そちらのほうを御案内するような形になると思っております。

以上でございます。

#### ○10番（牛島孝之君）

高齢の方によってはそういう扱いがなかなか難しいと。持続化給付金の申請方法はちゃんと経産省のほうに出ています。まずは持続化給付金ホームページアクセス、次に申請ボタンを押してメールアドレスなどを入力、仮登録、入力したメールアドレスに届いていることを確認して、4、IDパスワードを入力するとマイページが作成されます。

次に、必要書類、2019年の確定申告書類の控え、売上減少となった月の売上台帳の写し、身分証明書の写し（個人事業者の場合）、こういうのは非常に面倒なわけですよ。国としては確かにインターネットですれば楽でしょうけれども、するほうからすれば非常に大ごとだろうと思います。そのお手伝いできないかと。今の答えでいうとできないわけですか、いかがですか。

#### ○商工振興課長（山口幸彦君）

現在のところ、そこまでの相談窓口を設置する考え方はございませんが、状況によっては、先ほど申し上げました経済産業省が委託する事業所の相談窓口がどのあたりまで出てきているのか、これが、例えば福岡県で何か所なのか、久留米まであるのか、八女市内にもできてくるのか、そういったところを見ながら、そういった協力関係を結んでいくことが必要だろうと思いますし、あわせて、そういった部分につきましては、商工会議所でありますとか、商工会等の御協力をいただきながら検討するような考え方は持っておりますので、現在のところでは経済産業省が行うというところで理解をしているところでございます。

#### ○10番（牛島孝之君）

やはり行政というのは市民のために動くところだろうと思います。その商工会、あるいは商工会議所とよく連絡を取られて、ぜひ応援をできるようにお願いしたいと思います。

最後ですけれども、昨日NHKのニュースウォッチ9で、日本電産株式会社の代表取締役、今たしか社長に戻られたと思う、永守さんという方が出ておられました。その方が言われるのに、このコロナが本当に収束して復活していくのは3年先だろうと。財界の重鎮の方がこう言うておられます。景気がいいことはなかなか地方までは来ません。けれども景気の悪いのは一緒に来ます。その方が3年はかかるだろうと、それからやっと底をついて登っていくだろうと言われました。市長も議案の最初の説明の中で、庁舎問題については当分の間という答えをいただきましたけれども、3年待っけばもう令和5年です。最初の予定では令和5年の中頃には建っとくべきだと。これはなぜかという、合併から15年以内に建てないと合併推進債が国から頂けないと。そうなった場合、本当に3年でよくなるのか。よくなるのは中央で地方がよくなるのはまだまだ時間がかかると思います。

市長にお聞きします。今現在、最初の議案説明の中で言われました庁舎問題については取りあえずということをもう一度市民の前でよろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わります。

### ○市長（三田村統之君）

ただいま牛島議員から私に対する批判のお手紙の紹介がございました。私に取りましてはお手紙を出された方のお気持ちも理解できないということはございませんが、合併前、市町村合併、平成22年の約1年前に市長に就任をいたしました。そして、おかげさまで市民の皆さん方、議会の皆さん方の御理解を得て今日まで大きな重要な、各地域が混乱をするような状況はありませんで、おかげさまで今日まで順調に市町村合併をできる範囲で推進してきたつもりでございます。

また、御承知のとおり、平成24年7月に九州北部豪雨災害がございました。八女地域もお二人の尊い命をなくされ、甚大な被害を被ることになりました。しかしながら、国、県の力強い御支援をいただいて、計画どおりに6年目に九州北部豪雨災害復旧事業の完成式を実施することができました。そして、今回極めて重要な、今御審議いただいておりますコロナ対策問題、大きな課題であります。そういう経過を踏まえて、私は私なりに、冒頭に申し上げましたように、市民に寄り添い、地域の理解を得、地域の人々の誇りと文化を最重点に置いて、そしてまた、生活の確保、農業問題、様々な分野で今日まで努力をしてまいりました。このことについては、私は全く悔いはございません。全力で今日まで市の発展、市民の皆さん方の生活を確保する努力をしてきたつもりでございます。そういう中での経過を踏まえて、今回のコロナ感染症対策についてもしっかりと取り組んでいかなきゃならないと思っております。

庁舎の問題につきましては、冒頭に申し上げましたように設計、あるいは実施設計、今年度実施設計に入っております。これは設計会社との昨年の基本設計、実施設計の契約がございましたので、簡単にこの設計の事業を取りやめるということはできません。ただ、実施設計が済んで本体の建築については、今後コロナ対策の影響を十分注視しながら、財政状況を考慮しながら、延期することも当然考えなければならないと思っております。公立病院もしておりあります。

今はただ一時的に終わらない、今議員が言われたように、昨日私も議員がおっしゃったテレビを拝見しました。2年、3年、4年、復興にはかかるかもしれません。そういう中で、どうやってこの八女地域を、八女市民の皆さん方の生活、将来を、子どもたちの将来をどう育んでいくのか、十分執行部、各関係部局とも意見を聞きながら、そして、市民の皆さん方、各団体の皆さん方の御意見を十分尊重しながら、次の段階での支援策は既に検討の段階に入っております。できるだけ早い機会に実施をしていきたいと考えておる次第でございます。

ので、御理解をいただいて、そして、私ども執行部とともに議員の皆様、そして、市民の皆さん方が一体となってこの難局を乗り越えることが何よりも重要かと思っておりますので、どうかひとつ皆様方のお力もお借りして、市民の皆さん方の心を大切にして、これからコロナ対策に取り組んでいきたい。様々な計画された事業に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第46号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論を行います。

八女市独自の事業所に一律100千円支給する応援金は、全国でも注目されましたように、高く評価できる制度だと考えております。しかし、支給対象は事業所だけであります。支給の対象にならない農家やその他様々な職種の人々も同じように困難に直面しているのでないでしょうか。福岡県上毛町は住民に所得制限なく一律20千円を支給すると発表しました。坪根町長は財政調整基金が22億円あるために今使わずしていつ使うのかと発言されております。八女市にも多額の財政調整基金があります。個人給付も含めさらなる対策を求めるものです。

また、市民生活への影響を考慮しながらではありますけれども、既に予算化した事業も、場合によっては凍結や中止も検討し困窮している市民のために思い切った対策への予算の振り替えも必要になってくるのではないのでしょうか。支援金などが一日も早く市民に届きますよう要望するとともに、さらなる追加の支援策を要求し、議案第46号の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第1号 新型コロナウイルス対策に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。  
ただいま可決された意見書につきましては、地方自治体第99条の規定により、関係行政庁  
に提出いたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和2年第2回八女市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 高 橋 信 広

八女市議会議員 寺 尾 高 良